

平成28年度及び平成29年度住居表示整備事業について（答申）

市長には、先般（平成26年11月18日付け）、当審議会から答申した「住居表示整備事業について」の内容を全面的に尊重され、この地域を具体的な住居表示整備区域として特定し、平成28年度及び平成29年度の実施に向けて、今回の諮問を出されたことに対し敬意を表したい。

その諮問内容は、「平成28年度及び平成29年度に実施される町区域の変更及び新設について」や「新しい町区域の名称及び丁目の配列について」など5項目である。

当審議会は、新たに「住居表示実施地区を代表する者」6名を委員に加え、総勢17名で審議会を構成し、昨年12月12日から早速、審議を始めた。

途中、委員の交代もあり最終的には総勢16名で、これまでに6回にわたり、慎重かつ熱心な審議を重ねてきた。

今回の整備対象区域は、平成24年度及び平成25年度と同様に、町名変更や町区域の変更など多くの課題を抱えている地域であり、かつて、市街地区域の議決を受けながら、町名変更などの点において地域住民のご理解をいただくことができず、実施を見送った経緯がある。

そこで当審議会としても、平成17年以降の審議会での経緯や、これまでの答申内容等を十分踏まえ、その継続性や安全で安心して過ごせる、快適なまちを目指した環境整備へも配慮しつつ、実施にあたっての原則である、「住居表示に関する法律」や「小平市住居表示実施基準」を踏まえ、慎重に結論を導き出すことに意を用いた。

したがって、新しい町区域の設定については、鉄道や幹線道路など分かりやすい恒久的な施設での区割りを原則とし、まちづくりの面からは、町割りや町の規模などの基準に基づき適正に決めることとした。

次に、町区域の名称については、そこに住む住民の意向を踏まえ、それぞれの地域に息づく歴史、文化及び伝統を重んじ、さらには慣れ親しみ、愛着を重んじることを基準とし、現行町名に準拠する町名を基本とすることが望ましいとした。

以上の考えを柱として、審議を積み重ねながら慎重に検討を進めたが、特に、新しい町区域の名称については、議論を集中させたところである。

審議にあたっては、5町全てについて様々な歴史や文化、伝統及び過去の経緯などがあるため、委員全員の意向を聴取し、いろいろな角度から慎重に審議を重ねた。

町名案については様々な意見が出たが、それぞれの長所や留意点を比較検討し、最終的な判断としては、実施基準に適合していること、審議会における審議経過や継続性への配慮、さらには、まちづくりや環境整備の視点からは、分かりやすさということなどを総合的に判断した。その結果、当審議会は、西武多摩湖線より東側で青梅街道より北側の小川町二丁目、小川東町及び仲町並びに回田道より西側の天神町二丁目区域を「仲町」とし、西武多摩湖線より東側で青梅街道より南側の小川町二丁目、仲町及び学園東町区域を「学園東町」とする町名案を採用することとした。

昭和52年に学園西町の住居表示を実施して以来、全ての地域で従来の町名に準拠した形で実施をしてきた小平市の住居表示の経過を十分踏まえた結論でもある。

なお、整備区域全体を一つの町名にする意見も複数あったことを付記しておきたい。

また、今回採用されていない町名の中で、特に、「小川」という名称については、小平市発祥の地名であり、今後、西武多摩湖線より西側地域にある「小川町一丁目」全域と「小川町二丁目」大部分の地域の住居表示を実施する際に、その名称を町名に残すことについては、今後の審議会の検討課題になると考える。

市長におかれては、これまで述べてきたとおり、地域住民に十分かつ丁寧な説明をし、皆様のご理解とご協力をいただけるよう最善の方策を講じられたうえで実施されることを望むものである。

さらには、実施に向けて庁内挙げての推進体制や組織の整備を図るなど、市を挙げての取組みを要望する。

記

答申

- 1 「平成28年度及び平成29年度に実施される町区域の変更及び新設について」は、以下のとおりとすることが適当である。

「平成28年度」

- (1) 西武多摩湖線以東で青梅街道以北の小川東町及び小川町二丁目並びに青梅街道以北で仲町通り以西の仲町を一つの町区域とする。
- (2) 青梅街道以北、仲町通り以東及びあかしあ通り以西の仲町を一つの町区域とする。
- (3) あかしあ通り以東で青梅街道以北の仲町及び回田道以西の天神町二丁目を一つの町区域とする。

「平成29年度」

- (4) 西武多摩湖線以東で青梅街道以南の小川町二丁目並びに青梅街道以南で仲町通り以西の仲町及び学園東町を一つの町区域とする。
- (5) 仲町通り以東、青梅街道以南及びあかしあ通り以西の仲町並びに学園東町を一つの町区域とする。
- (6) あかしあ通り以東及び青梅街道以南の仲町並びに学園東町を一つの町区域とする。

【理由】

今回の住居表示整備対象区域は、全体で面積約130万平方メートルあり、小平市住居表示実施基準やまちづくりの視点から、仲町通り、あかしあ通り及び青梅街道を町境とした6分割とすることが合理的である。

2 変更及び新設される町区域の名称に関する基本的な基準について

町名の変更にあたっては、従来の町の名称に準拠して定めることを基本とし、当該区域の住民等の意向、歴史的な経緯や、地理的な位置関係などを総合的に勘案し、さらには、まちづくりや環境整備の視点にも配慮して、決定することを原則とすべきである。

【理由】

住居表示に関する法律第5条第2項及び小平市住居表示実施基準 2の(1)により、新たな町の区域を定めた場合の町の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならないとされている。

また、今まで住居表示整備された全地域が上記の基準により町名を定めてきた経緯を尊重した。

3 「新しい町区域の名称及び丁目の配列について」は、以下のとおりとすることが適当である。

「平成28年度」

(1) 町区域の名称

ア 西武多摩湖線以東で青梅街道以北の小川東町及び小川町二丁目並びに青梅街道以北で仲町通り以西の仲町を合わせた区域の名称を仲町一丁目とする。

イ 青梅街道以北、仲町通り以東及びあかしあ通り以西の仲町区域の名称を仲町二丁目とする。

ウ あかしあ通り以東で青梅街道以北の仲町及び回田道以西の天神町二丁目を合わせた区域の名称を仲町三丁目とする。

(2) 丁目の配列

西の方角を基準とし、それに近い丁目を起点として放射的に配列する。

【理由】

(1) 町区域の名称

従来の町の名称に準拠しており、歴史的な経緯や、地理的な位置関係、さらには、まちづくりや環境整備の視点にも配慮して、分かりやすさなどを勘案し、総合的に決定した。

(2) 丁目の配列

小平市住居表示実施基準及び他の住居表示実施区域に準じ、西の方角を起点とし、放射式に配列した。

「平成29年度」

(1) 町区域の名称

ア 西武多摩湖線以東で青梅街道以南の小川町二丁目並びに青梅街道以南で仲町通り以西の仲町及び仲町通り以西の学園東町を合わせた区域の名称を学園東町六丁目とする。

イ 仲町通り以東、青梅街道以南及びあかしあ通り以西の仲町並びに学園東町を合わせた区域の名称を学園東町五丁目とする。

ウ あかしあ通り以東及び青梅街道以南の仲町並びに学園東町を合わせた区域の名称を学園東町四丁目とする。

(2) 丁目の配列

学園東町一丁目を起点とした左回りとする。

【理由】

(1) 町区域の名称

従来町の名称に準拠しており、歴史的な経緯、まちづくりや環境整備の視点にも配慮して総合的に決定した。

(2) 丁目の配列

この区域の南側には、既に住居表示実施済の学園東町一丁目、二丁目及び三丁目があり、その丁目の配列の連続性から左回りとする。

4 街区の起点について

住居表示実施済の地域と同様に、街区の起点は、南西の街区とすることが適当である。

【理由】

小平市住居表示実施基準に準拠した。

5 実施時期について

平成28年10月1日、平成29年10月1日の2か年度に分けて実施するのが適当である。

【理由】

既に住居表示整備された全地域と同様に実施時期を10月1日とする。